

企 業 シ ー ト

- ※ 本シートは、ICCコーディネーターが「企業相談」を受ける際に作成します。
- ※ 本シートでコーディネーターが取りまとめる情報は、クリエイター側が企業側から相談を受けたときに、専門的観点から本質的な課題を見つけ有効的な解決策を提案するための要素（企業の理想・現状・課題（表層的なギャップ）、その他周辺情報等）のみです。
- ※ 企業側は、連携を希望するクリエイターに本シートを提示し、クリエイティブ活用についての相談を掘り下げてください。また、「コンテンツ活用促進事業費補助金」にチャレンジする場合は、連携クリエイターからの企画提案書と見積書を受け、申請書類等を完成させ、期日までにご申請ください。

企業側 (事前入力)	申請者企業名	株式会社XYZ	担当者名	(役職名・氏名) 代表取締役 ○○○○	担当者の連絡先	TEL : 090- ~ e-mail : ○○@xyz
	本社住所	札幌市中央区○○○			ホームページ URL	https://www.~
	主な業務内容・ 業界動向など	※「企業相談」のヒアリングを受ける前に記載してください。				
	相談したいこと	※「企業相談」のヒアリングを受ける前に記載してください。				
コーディネーター側 (企業相談後入力)	理想	※ICC側で記載します。				
	現状	※ICC側で記載します。				
	その他	※ICC側で記載します。				

【注意】裏面は 1. クリエイター連携に係る留意事項 2. 知的財産権に関する事項 3. 「コンテンツ活用促進事業費補助金」申請への流れ です。必ずご確認ください。

1. クリエイターとの連携に当たっての留意事項

企業側、クリエイター側双方は共に事業（プロジェクト）を進めるパートナーです。無用なトラブルを回避し、より良い事業（プロジェクト）として成功させるためにも、以下の事項についてクリエイターと事前に確認のうえ連携を進めてください。

- (1) 契約書の作成について ※補助金を申請する際は、連携するクリエイターと契約書または契約内容を明記した書面を交わしてください。
- (2) 知的財産権について
- (3) コミュニケーションの時間帯、主な連絡手段について
- (4) 意思決定の基準や、意思決定権を持つ責任者と担当者の連携について
- (5) 契約外の打合せや、契約前に必要な事前打ち合わせにかかる費用について
- (6) 事業（プロジェクト）の期間について
- (7) 事業（プロジェクト）のゴール（何をどこまで目指すのか）について
- (8) 事業（プロジェクト）予算について
- (9) 事業（プロジェクト）期間の延期・中止・延長等に係る費用について
- (10) 支払い方法について

2. 知的財産権に関する事項（「コンテンツ活用促進事業費補助金」申請にチャレンジする場合）

- (1) 企画案の知的財産権は各企画提案者（連携クリエイター側）に帰属しますが、別途、各企画提案者（連携クリエイター側）との契約において定めている場合はその限りではありません。
- (2) 企画提案者（連携クリエイター側）は、企業側に対し、企画提案者（連携クリエイター側）が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (3) 採択された企画案が第三者との知的財産権を侵害する疑いがある場合は、採択を取り消すことがあります。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者（連携クリエイター側）は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ第三者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合があります。

3. 「コンテンツ活用促進事業費補助金」申請への流れ

